

国際サービス供給のモード別分類について

—海外子会社の活動や付加価値貿易指標を含む包括的なサービスの把握—

内閣府上席主任研究官 萩野 覚

1. はじめに

2025年に向けたSNA改定作業が、国際機関や主要国の統計作成機関により進められている。萩野(2020)が指摘したように、その際の主な視点は、グローバル化とデジタル化の反映であり、国際サービス貿易の分類に関しても、そうした観点から、IMF国際収支マニュアルや国際サービス貿易統計マニュアルの改定が議論されている。

この際、国際取引について、「何を、どこで」に加え、「誰が、どのように、なぜ」行ったのかを明らかにすることが、改定の視点とされている。そこで、本稿では、国際サービス供給について、その形態を検討することで、改定の意義を吟味するとともに、海外子会社の活動や付加価値貿易指標の含む包括的なサービスの把握を議論する。

サービスの取引には、財貨の取引と異なり、「生産と消費の同時性」および「非在庫性」という特徴がある。このため、国境を跨いでサービスを供給・需要しようとするれば、インターネット等の情報通信手段を用いるか、自然人や企業の移動が必要となる。そうした観点から、国際サービス供給の形態を整理したものが、モード別分類である。

モード別分類は、国際貿易機関(WTO)のサービス貿易に関する一般協定(General Agreement on Trade in Services、以下、GATSという。)の枠組みにより、サービス供給に関する第1から第4のモードが規定されている。当該規定は、モードごとにサービス貿易の自由化について規定することが目的であるが、国際サービス貿易の金額をモード別に集計することにより、新たな視点からの分析が可能となる。こうした点を踏まえ、モード別国際サービス貿易統計の整備は、GATSを所管するWTOのほか、国際貿易サービス統計の整備を進めるOECDやEurostatによって進められてきた。

これに加え、最近では、グローバルバリューチェーンや付加価値貿易の研究が進展する中で、財貨の輸出に含まれるサービスを、国際サービス供給の第5モードとして位置づけることも提案されている。

このように、国際サービス供給の分類に関する最近の議論は、デジタル化やグローバルバリューチェーン深化をどのように反映して行くか、という問題意

識に基づいており、単なる分類方法の検討に止まらず、グローバル経済の実態把握の改善に繋がる。そこで、本稿では、国際的なサービス供給について第1～第5モードを定量的に把握したうえで、国際サービス貿易分類の改訂について検討を加えて行くこととしたい。

以下では、2.において、GATSの枠組みによる国際サービス供給の第1～第4モード分類を整理し、3.で、主要国のモード別推計として、既存研究における欧米やインドのモード別推計を示しつつ、我が国のモード別推計を行う。そうした定量的把握を踏まえ、4.では、知的財産生産物(Intellectual Property Products、以下IPPと言う。)等使用料の取り扱いに係る課題について、5.では、付加価値貿易指標に基づく第5モードについて議論する。6.で国際サービス貿易分類の見直しに係る提案を整理したうえで、7.で今後の課題を整理する。

2. GATSの枠組みによる国際サービス供給の第1～第4モード

(1) 国際サービス供給の第1～第4モードの概要

GATSは、国際的なサービス供給について、その形態に着目して以下の4つのモードに分類している(図1)。

第1モードは、サービスの越境取引であり、自国のサービス事業者が、自国に居ながらにして、外国にいる顧客にサービスを供給する場合である。例えば、自国のコンサルタントや法律家が、電話で外国の企業から相談を受ける、自国で外国企業のテレフォンセンターを営む、自国のインターネットサービスを外国の個人が利用する、といった活動が、第1モードに該当する。

第2モードは、国外消費であり、自国のサービス事業者が、自国にやってきた外国の顧客に対しサービスを供給する場合である。典型的には、自国に旅行に来た外国人に対し宿泊サービスを供給するとか、自国で外国の船や飛行機の修理を行うといった活動が、第2モードに該当する。同様に、国境を越えた財貨の加工(加工用財貨)も、第2モードに含まれる。

第3モードは、現地拠点を通じたサービス供給であり、自国のサービス事業者が、外国に支店・現地法人などの拠点を設立し、その拠点からサービスの供給を行う場合で

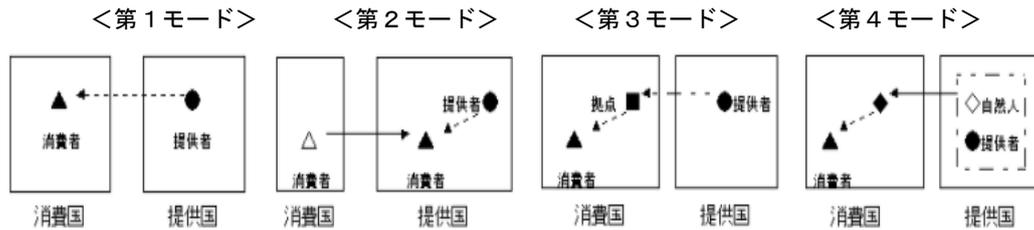
ある。例えば、自国の銀行が外国に支店を設立し預金の受け入れや貸出を行う、自国のインターネット業者が海外に現地法人を設立してオンラインサービスを提供する、といった活動が第3モードに該当する。

第4モードは、人の移動であり、自国のサービス事業者が、自らの社員や専門家を外国に派遣して、外国にいる顧客にサービスを提供する場合である。例えば、自国の音楽

家が海外でコンサートを行う、自国のスポーツ選手が海外のチームでプレイする、といった活動が第4モードに該当する。

このうち、自然人の移動を伴うのは、第2モードおよび第4モードであり、両モードを定量的に把握することにより、国境を越えた自然人の動きを捉えることも可能になる。

(図1) モード別国際サービス供給のイメージ



注) イメージ図の記号 ●: サービス提供者、▲: サービス消費者、■: 業務上の拠点、◆: 自然人、○△◇◇: 移動前、←: サービス提供、→: 移動、—: 拠点の設置

(出所) 外務省

(2) モード別国際サービス供給分類の推計方法

モード別国際サービス供給は、第1・第2・第4モードについては、国際収支統計から推計できる一方、第3モードは、国際収支統計から推計することができない。これは、国際収支統計は、居住者と非居住者との取引を記録するものであり、海外拠点におけるサービス供給は非居住者同士の取引として国際収支統計の対象外とされるからである。したがって、第3モードに対応するサービス貿易を把握するには、新たに海外拠点によるサービス生産・販売活動を捕捉する統計が必要である。

そうした統計に該当するのが、海外子会社サービス (Foreign Affiliates Trade in Services、FATS と略称される) 統計であり、国連、Eurostat、IMF、OECD、UNCTAD、WTO の6つの国際機関が、共同で統計マニュアルの作成を進めてきた。さらに、そうした取り組みの延長として、国際サービス供給に止まらず、海外子会社全体の活動を捕捉する方向での統計整備が議論されている。具体的には、本邦企業の海外拠点および海外企業の国内拠点に関して、売上、雇用、付加価値のデータを捕捉するよう、OECDやEurostatから提言がなされている。これに伴い、FATSの意味も、Foreign Affiliates Trade in Services から Foreign Affiliates Statistics へと、海外子会社の活動全体を包括する統計を示すように変化している (Eurostat, 2012)。

3. 海外主要国および日本のモード別国際サービス供給の特徴

(1) 海外主要国のモード別国際サービス供給の特徴

米国では、商務省経済分析局が、モード別国際サービス供給の推計を行っている (Mann, 2019)。当該推計をみると、米国によるサービス供給、米国へのサービス供給とも、第3モードが6割程度を占めており、次いで、第1モードが2割強を、第2モードが1割強を占める一方、第4モードのウェイトが小さいことが分かる。また、何れのモードにおいても、米国によるサービスの供給 (Service supplied) が、米国へのサービスの供給 (Service received) を上回っていることが、明らかになる (図2)。

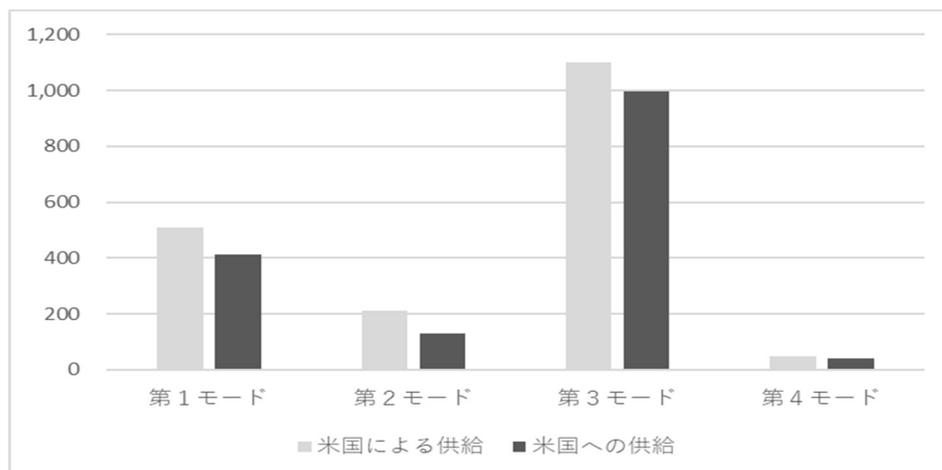
Eurostatも、EU諸国による非EU諸国へのサービス供給について、モード別推計を行っている (図3左)。この推計結果から、第3モードによるサービス供給が7割方と大宗を占め、第2モードが2割を占める一方、第1モード、第4モードの供給が全体の1割に届かないことが分かる。EUのケースでは、第3モードは、金融・保険サービスや個人・文化・娯楽サービス、配送サービス等が中心である一方、第1モードは知的財産に係るサービス、第2モードは旅行、第4モードは建設サービスや情報・通信・コンピューターサービスが中心であるとされている。

インドによる国際サービス供給のモード別構成 (図3右) をみると、米国やEUと大きく異なることが分かる。

すなわち、海外向け IT サービスの供給が活発であるほか、コールセンターが集中していることもあって、第1モードが過半を占めるほか、出張による IT サービスを含む第4モードも3割弱に達する。一方、インバウンドの旅行サ

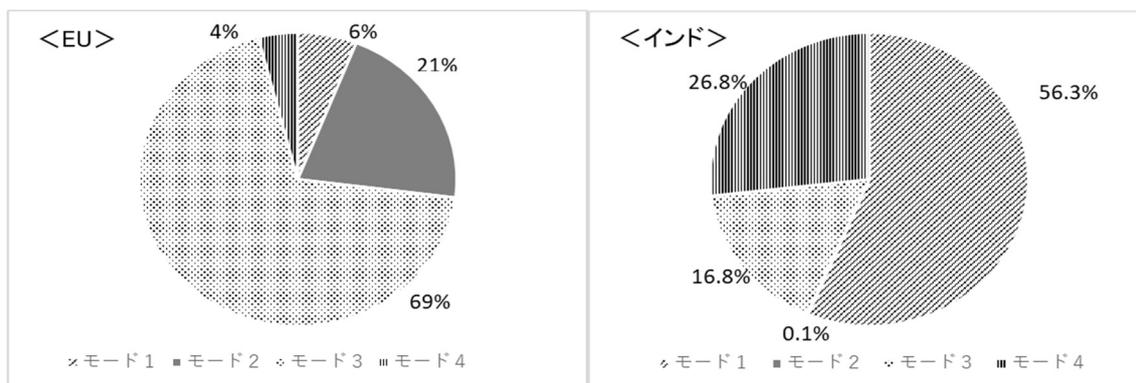
ービス等の第2モードが0.1%と僅少であり、海外子会社によるサービスの供給も2割に届かないウェイトに止まる。

(図2) 米国のモード別国際サービス供給 (2016年、単位: 10億ドル)



(出所) Mann (2019)

(図3) EU (2013年)、インド (2008-9年) の国際サービス供給のモード別構成



(出所) EUは Rueda-Cantuche et al (2016)、インドは Reserve Bank of India (2010)

(2) 日本のモード別国際サービス供給の特徴

我が国では、現状、モード別国際サービス供給の推計が包括的な形でなされていない。そこで今回、日本による国際サービスの供給に加え、日本への国際サービスの供給について、推計を行った(図4)。日本による供給と日本への供給を比較すると、日本では、第1モードでは後者が前者よりも大きく、第3モードでは前者が後者よりも大きいといった特徴がある。

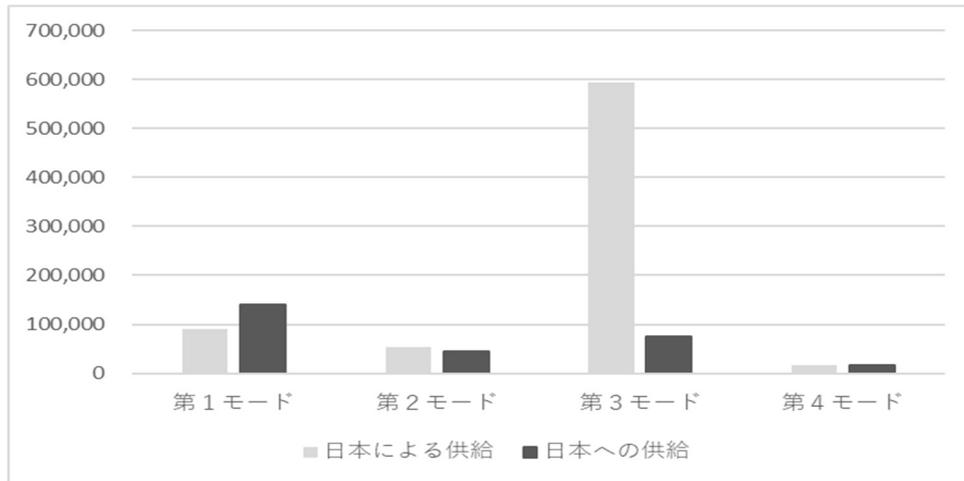
日本による国際サービス供給についてみると、第1モードおよび第3モードのウェイトが、各々12%、74%程度とEUより大きい半面、第2モードおよび第4モードのウェイトは、各々11%、2%程度とEUより小さい。この結

果については、第1モードに海外生産拠点からのロイヤリティーの受け取りが含まれることを踏まえると、我が国企業が海外進出に積極的に取り組んできたことを反映している一方で、人の移動を伴う国際サービス供給には、発展の余地があることを示すものと言える。

一方、日本への国際サービス供給についてみると、第1モードのウェイトが過半を占め、第3モードのウェイトが4分の1に止まる。第1モードについては、後述するように、ソフトウェア等、デジタル関連活動での海外依存度の高さを映じたものである。一方、第3モードについては、日本における対面でのサービスの供給について、外資企業への依存度が相対的に低いことになるが、これは、財貨

の輸出入において外資企業への依存度が低い(萩野, 2020) 余地があることを示唆するものと言える。
 ことと相俟って、日本における外資企業の活動に拡大の

(図4) 日本のモード別国際サービス供給 (2018年度、単位：億円)

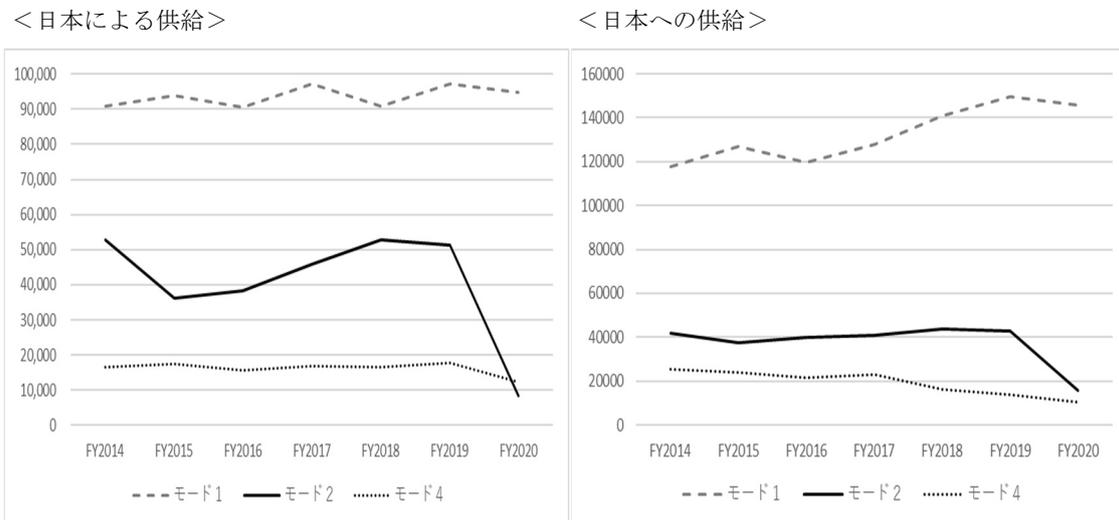


(出所) 財務省日本銀行・国際収支統計、経済産業省・海外事業活動基本調査・外資系企業動向調査を用い筆者作成

我が国について、第1・2・4モードの国際サービス供給に係る直近の変化をみると、2020年度は、コロナ禍の下、人の動きが著しく制限され、サービス供給のモード別形態にも、大きな影響を及ぼしたと考えられる。具体的には、非接触型の情報通信を含む第1モードが比較的安定

的に推移する中で、人の移動が必要となる第2・第4モードが減少した(図5)。特に、第2モードでの供給が、インバウンド・アウトバウンドの旅行制約を背景に、減少が顕著である。

(図5) 日本の第1・2・4モードの推移 (単位億円)



(出所) 財務省日本銀行・国際収支統計を用い筆者作成

(3) 日本のモード別国際サービス供給推計に係る基礎データの課題

日本のモード別国際サービス供給の推計方法について敷衍すると、以下のとおりである。すなわち、日本からの国際サービス供給については、第1・2・4モード(サー

ビス輸出)については国際収支統計から、第3モード(海外に所在する本邦企業によるサービス供給)については、海外事業活動基本調査から推計した。一方、日本への国際サービス供給については、第1・2・4モード(サービス輸入)を国際収支統計から、第3モード(日本に所在する

外資企業によるサービス供給)を、外資系企業動向調査から推計した。この際、以下のような検討を加えている。

まず、第3モードで対象とすべき海外子会社については、Eurostat (2012)等の国際的ガイドラインでは、親会社が直接的・間接的に過半数の株式を保有することで支配する海外子会社とされている。これに対し、我が国の海外事業活動基本調査、同外資系企業動向調査の対象は、直接投資企業の定義に沿って、各々次のように定められており、国際的ガイドラインよりも広い。

<海外子会社の定義>

- ▶ 海外事業活動基本調査：日本側出資比率が10%以上の外国法人、および日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人（いわゆる海外孫会社）。
- ▶ 外資系企業動向調査：外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業であって、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業、および、外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している国内法人が出資する企業であって、外国投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が、当該企業の株式又は持分の3分の1超となり、かつ、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業。

そこで、推計対象を支配企業に限定して第3モードによる供給を推計した（表1）。こうした定義の違いによる影響は、多くの産業では限定的であるが、日本による供給における電気ガス水道、日本への供給における運輸・小売等では、サービス供給全体に占める支配子会社の比率が50%を下回っている。これは、支配を目的としない証券投資を通じて出資比率が10%以上となり、海外事業活動基本調査統計や外資系企業動向調査の対象になった大企業が存在することによるものであり、今後、両統計において、対象を支配する子会社に限定して内訳を公表して行く、といった対応を採ることも有用となろう。

サービス供給額の算出にあたっては、卸売、小売のほか、建設、不動産、金融について、仕入金額が大きく売上が嵩上げされていることを勘案し、売上から仕入を控除した額をサービス供給額とした（表1のシャドウの部分）。

卸売、小売、建設については、転売商品や建設資材の購入金額が仕入として計上されているとみられるが、卸売は、仕入を控除しても全体に占めるウェイトが高く、日本による供給では、全体の過半を、日本への供給では全体の3割強を占める。海外事業活動基本調査のマイクロデータを見ると、卸売業には、総合商社のほか、メーカーの在外

販売会社が多く含まれている。

一方、金融や不動産については、卸売業や小売業と同様、マージン産業であることは事実であるが、仕入金額が嵩むということには違和感が生じよう。この点、金融については、外資系企業動向調査において、保険会社が、保険料を売上として保険金を仕入として報告したとみられる事例が散見される。また、不動産についても、海外事業活動基本調査において、転売物件の購入を仕入れとして報告しているとみられる事例が見られる。そうした報告の影響により、仕入金額が嵩んでいると考えられることから、両統計で平仄を取って、金融業および不動産業でも、仕入金額を控除したものをサービス供給額とみなすこととした。

第1・2・4モードについては、国連・国際サービス貿易統計マニュアルは、理想的には、各々の国際収支サービス取引をモード別に分類すべきであるとしつつ、そうした分類を適用できない場合、詳細国際収支サービス分類2010に沿って国際収支項目を分類する方法や、次善の策として、12の主要国際収支項目を分類する方法を提案している。我が国では、詳細国際収支サービス分類2010に沿ったデータが、完全には存在しないことから、12の主要国際収支項目の分類を行った。

第1モードについては、輸送サービス保険・年金サービス、金融サービス、通信サービス、情報サービス、IPP等使用料が、これに該当するほか、貿易関連サービス、ビジネスサービス（研究開発サービスや専門・経営コンサルティングサービス）、オペレーティングサービスも、主に、第1モードで供給されるとしている。なお、居住者の輸送業者が海外の港で行う、逆に非居住者の輸送業者が国内の港で行うといった、支援・付随サービスは第4モードに、旅客輸送は第2モードに該当する。なお、第4モードで供給される保険サービスやビジネスサービス、また、海外旅行者向けに第2モードで供給される金融サービスも存在するであろう。しかし、我が国では、報告下限金額が3,000万円であり、個人が供給する小口のサービスが捕捉されにくいほか、第2モードの金融サービスは、金融サービスとしてデータ収集がなされず旅行サービスから不可分な形で把握されていると考えられる。

第2モードについては、旅行サービスのほか、旅客輸送や維持修理サービス該当する。旅行サービスについては、土産等の財貨の購入を控除する必要があるが、今回の推計では控除できていない。

第4モードについては、個人・文化・娯楽サービス、建設サービス、その他業務サービスといった、上記に含まれないサービスが該当する。この点、これらのサービスは、

第1モードで供給されるものもあると考えられるが、今回の推計では特定できていない。

公的サービスは、商業ベースで供給されるもののみがGATSの枠組みに含まれるが、そうしたサービスを特定することができないことから、モード別分類の推計から除外している。

本稿では、情報通信については、第1モードの典型として示したが、第3モードでも提供されているとみられる。国際収支統計において該当する取引は、通信・コンピューター・情報サービスであり、海外事業活動基本調査および

外資系企業動向調査において該当する業界は、情報通信業となる。この点、情報通信サービスの重要度を、第1モードにおける通信・コンピューター・情報サービスのウェイト、第3モードにおける情報通信業のウェイトでみると、日本による供給については、各々、6.1%、4.9%に止る一方、日本への供給については、各々、14.8%、31.3%に上る。これは、本邦企業が、我が国で活動する外資企業との対比で、デジタル関連の活動に強化の余地があることを示唆するものと言える。

(表1) 日本における業種別の支配企業の比重と第3モード推計額(金額は億円)

<日本による供給>

	日本側出資比率10%以上の海外子会社			日本側出資比率50%超の海外子会社			第3モード 金額	業種別 ウェイト(%)	支配子会社 の比率
	売上	仕入	売上-仕入	売上	仕入	売上-仕入			
建設業	20,173	18,149	2,025	16,516	14,974	1,543	1,543	0.3	0.76
電気ガス水道業	7,647	1,672	5,976	2,611	503	2,108	2,611	0.4	0.34
情報通信業	32,919	4,428	28,491	28,820	4,321	24,499	28,820	4.9	0.88
運輸業	43,403	16,735	26,668	25,315	10,188	15,127	25,315	4.3	0.58
卸売業	1,065,166	681,450	383,716	953,878	615,239	338,639	338,639	57.0	0.88
小売業	112,140	59,415	52,725	76,273	31,630	44,642	44,642	7.5	0.85
金融業	41,827	3,870	37,957	38,551	2,752	35,799	35,799	6.0	0.94
不動産業	3,207	2,157	1,050	2,606	1,821	785	785	0.1	0.75
その他サービス業	161,044	40,930	120,114	150,168	34,486	115,682	115,682	19.5	0.93
計	1,487,527	828,805	658,721	1,294,738	715,915	578,822	593,835	100.0	

<日本への供給>

	外資比率10%以上の本邦子会社			外資比率50%超の本邦子会社			第3モード 金額	業種別 ウェイト(%)	支配子会社 の比率
	売上	仕入	売上-仕入	売上	仕入	売上-仕入			
建設業	410	215	195	329	150	178	178	0.2	0.91
電気ガス水道業	222	88	134	119	19	100	119	0.2	0.53
情報通信業	24,072	4,506	19,567	23,818	4,381	19,437	23,818	31.3	0.99
運輸業	10,007	8,084	1,922	3,478	1,586	1,893	3,478	4.6	0.35
卸売業	105,927	80,434	25,492	100,765	76,210	24,555	24,555	32.2	0.96
小売業	25,199	15,039	10,160	9,756	5,432	4,324	4,324	5.7	0.43
金融業	103,825	93,185	10,640	101,362	91,405	9,957	9,957	13.1	0.94
不動産業	779	230	550	735	193	542	542	0.7	0.99
その他サービス業	20,862	9,695	11,167	16,905	7,698	9,207	9,207	12.1	0.81
計	291,302	211,475	79,827	257,267	187,075	70,192	76,177	100.0	

(出所) 経済産業省・海外事業活動基本調査、同・外資系企業動向調査の調査票情報を筆者が独自集計

4. IPP等使用料に関する検討

(1) IPP等使用料の分類に係る課題

IPP等使用料は、研究開発等を通じて形成・取得した無形資産を保有することで得た収益という側面があり、他の国際サービス供給と異なった性格を持つ。また、IPP等使用料は、GATSの対象ではなく、「知的所有権の貿易関連の側面に対する協定」の対象であり、他のサービスと異なる扱いを受けている。そうした点を勘案し、本章では、

IPP等使用料の取り扱いについて、検討することとしたい。

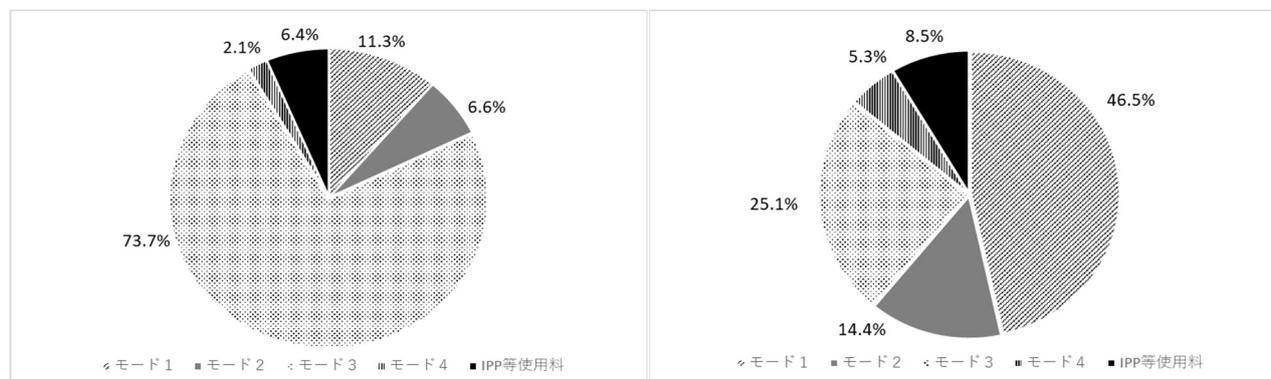
IPP等使用料を第1モードから切り離し、特定できる形でモード別の推計を行うと、IPP等使用料は、日本による供給の6.4%、日本への供給の8.5%と、相応のウェイトを占めることが分かる(図6)。日本による供給では、自動車会社等、我が国の企業が海外生産を行うことに伴うロイヤリティ収入が大きく、製造業のグローバル化を反映したものと言える。日本への供給では、ソフトウェア等の使用料が大きく、当該分野への海外依存度の高さを反

映している。

(図6) IPP 生産物等使用料を特定した日本の国際サービス供給のモード別構成 (2018 年度)

<日本による供給>

<日本への供給>



(出所) 財務省日本銀行・国際収支統計、また、経済産業省・海外事業活動基本調査・外資系企業動向調査の調査票情報を筆者が独自集計

IPP 等使用料については、UNECE, Eurostat, OECD (2010) において、IPP が無形であることからその取引の統計的把握や適切な分類が困難であり、IPP に係る取引が、IPP 等使用料ではなく、財産所得として計上される可能性があることが指摘されている。

例えば、日本企業の在中国子会社についてみると、IPP 等使用料として子会社から親会社に支払われるロイヤリティーやライセンスフィーは、「コンサルティングサービス」に分類され、中国外貨管理局の為替管理の対象となる(取引者が、契約書、インボイス、納税証明書等を提出することになる)。この際、ロイヤリティーやライセンスフィーは、売上の10%といった形で税制上の上限が定められており、これを超える支払いは、移転価格として費用として認められない。実際には、売上の5%程度に止める先が多いとされる。このような制限の下で、子会社から親会社へのさらなる還元は、配当として支払われることとなる。そうした意味で、IPP 等使用料と財産所得は、子会社から親会社への還元という観点からすると類似したものであり、その区分は、往々にして、子会社が所在する国の税制やその他の規制に依存することになる。

これまでの国際収支統計の国際基準をみても、IPP 等使用料は、財産所得と密接不可分なものとして位置付けられていた。すなわち、IMF 国際収支統計マニュアル第4版までは、「特許等使用料」は、サービスではなく財産所得に分類されている。同マニュアル第5版において初めて、「SNA においては本項目を中間消費に係るサービスの生産に対する支払、または中間投入として使用される生産物の売却からの受取として取り扱っており、これとの整

合性を図るため」(パラ 260)、IPP 等使用料がサービスに含まれた経緯である。

(2) IPP 等使用料と研究開発費の関係

IPP 等使用料が親会社への還元には該当するという観点から、海外事業活動基本調査の研究開発費を地域別にみると、アジア地域の子会社の研究開発費が、欧州や米国の子会社に比して小さいことが分かる(図7左)。興味深いことに、米国についても、対外直接投資サーベイの結果を用いて、研究開発費を地域別にみると、地理的に近い米州の子会社の研究開発費が、欧州やアジアの子会社の研究開発費に比べ、相対的に小さい(図7右)。このことから、地理的に近い子会社の代わりに、親会社自身が、そのバリューチェーン地域圏(日本企業にとってのアジア、米国企業にとっての米州)における研究開発センターの役割を担っている姿が想定される。

そうした点を踏まえ、IPP 等使用料と、親会社の研究開発との関係を確認するべく、海外事業活動基本調査を用い、IPP 等使用料の主要構成項目であるロイヤリティーと研究開発費との関係、および、ロイヤリティーに配当金を加えたものと研究開発費との関係を、各々、売上に対する比率を算定して散布図の形で表章し近似線を引いた(図8)。その結果、ロイヤリティーと研究開発費の関係(図8左)は緩い負の関係を、ロイヤリティーに配当金を加えたものと研究開発費の関係(図8右)については、より明確な負の関係を見て取ることができる。すなわち、研究開発を海外子会社で行わず親会社に依存する程度が高いほど、ロイヤリティーないし配当として親会社へ還元する

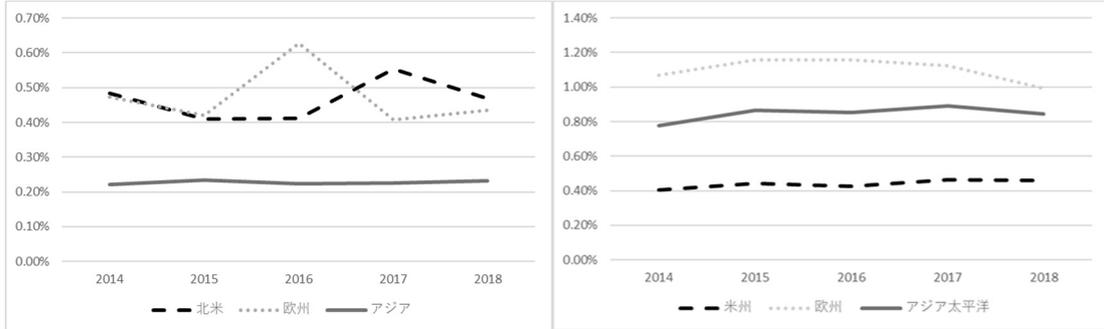
金額が大きいことを意味している。また、ロイヤリティーと配当金は、両者を併せると研究開発費との関係がより

明確になることから、親会社への還元という点で、補完的な機能を持っていると見ることができる。

(図7) 日系・米系海外子会社の地域別・研究開発費/売上高比率

<日本>

<米国>

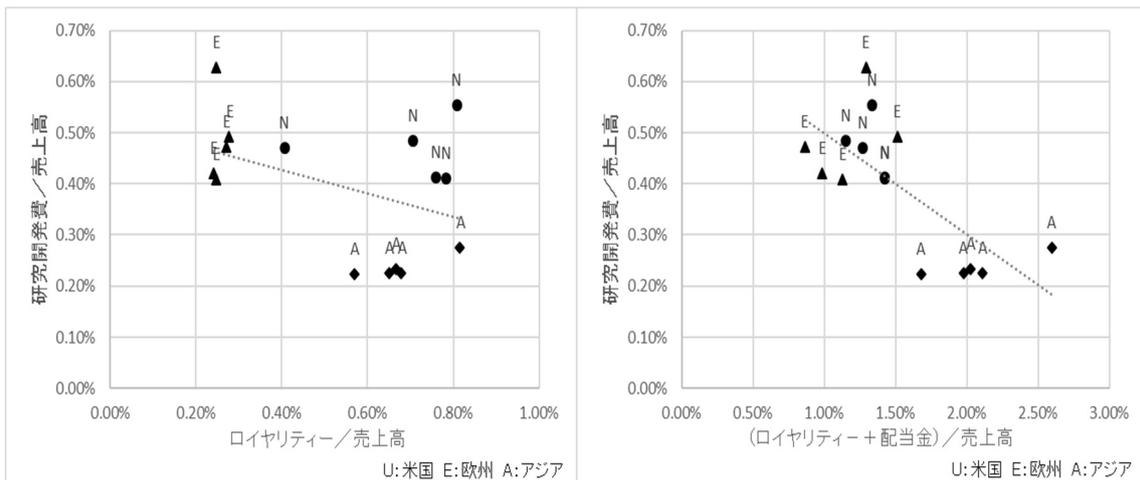


(出所) 日本は経済産業省・海外事業活動基本調査、米国は U.S. Bureau of Economic Analysis, Activities of Multinational Enterprises

(図8) 日系海外子会社のロイヤリティー・配当金と研究開発費 (2018年度)

<ロイヤリティーのみ>

<ロイヤリティー+配当金>



(出所) 経済産業省・海外事業活動基本調査を基に筆者作成

5. 第5モードによる国際サービス供給

近年、付加価値貿易の研究が進む中、財貨の輸出に含まれるサービスを第5モードとして位置づける議論が活発になされている。すなわち、国際収支統計におけるサービス貿易のウェイトは、国際貿易全体の4分の1に満たないと言われるが、これは、サービス産業が国境を超えて供給したサービスの部分のみを計上しているからであり、OECDの付加価値貿易指標では、サービス産業が国内の生産者に対して供給したサービスの全体像を把握することができ、これも国際サービスの供給と捉えるべき、との考え方である。

例えば、ソフトウェアが国境を超えて売買されると、サ

ービス貿易として計上され、第1モードのサービス供給と位置づけられるが、ソフトウェアがパソコンにインストールされ、そのパソコンが売買される場合には、財貨の貿易として計上される。これを、ソフトウェアのサービスが間接的に国境を越えて供給されたものとみなすのが、第5モードである。元来、国境を越えて売買される技術集約的な財貨には、製品開発の対価とも言うべきIPP等使用料が多分に含まれていると考えられるほか、近年、モノのインターネット (Internet of Things) が進展していることから、第5モードのサービス供給が重要になってきたと言える。

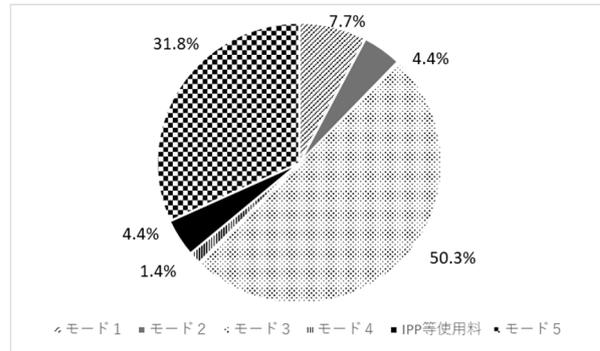
そうした点を踏まえ、我が国において、第5モードの金額を、輸出に占める国内サービスの比率を輸出金額に乗

じることにより算出し、第1～第4モードと対比してみた(図9)。その結果、第5モードは、国際サービス供給の3割超と、第3モードに次ぐウェイトを占めることが分かる。

なお、輸出に占めるサービスの割合や外国サービスのウェイトについて、やや敷衍すると、これらは、企業によるサービス投入の度合や形態に対応して変化する。例えば、サービスのアウトソーシングが進むと輸出に占めるサービスの割合が高まり、オフショアリング(アウトソーシングを国外のサービス産業に対して行うこと)が進むと、外国サービスのウェイトが高まることになる。この点、2005年と2015年を比較すると、日本では殆ど変化がみられないが、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、中国、ロシアといった国々では、輸出に占めるサービスの割合を伸ばしている。

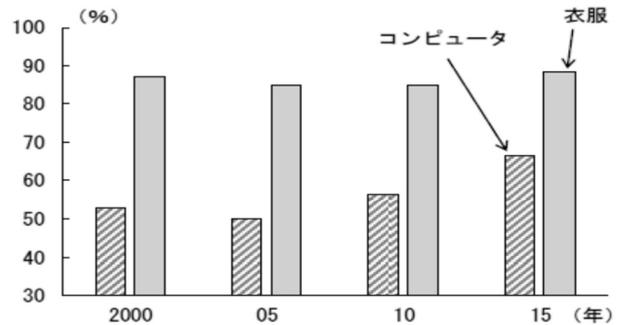
中国については、輸出に占める国内サービスの割合が、23.8%から31.6%に上昇しており、これが、輸出に占める国内付加価値の比率を高める一因になっているとみられる。この点、内閣府(2018)は、衣料の輸出におけるVAX比率(それぞれの製品の総輸出のうち自国が創出した付加価値の割合、付加価値貿易指標における国内付加価値に相当)が安定的に推移する中で、コンピューターの輸出におけるVAX比率の上昇を指摘している(図10)。

(図9) 第5モードを含む日本による国際サービス供給のモード別構成
(第1～4モードは2018年度、第5モードは2018年)



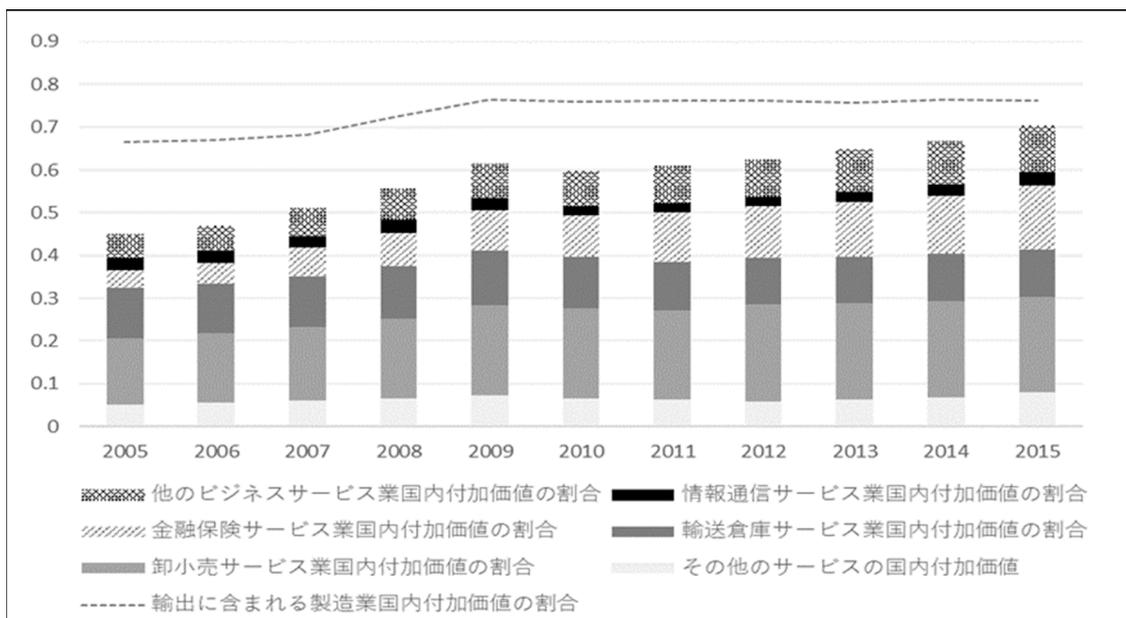
(出所) 財務省日本銀行・国際収支統計、経済産業省・海外事業活動基本調査、OECD付加価値貿易指標を用い筆者作成

(図10) 中国から輸出される衣服・コンピューターのVAX比率



(出所) 内閣府(2018)

(図11) 中国の電気機械産業におけるサービス等の国内付加価値の割合



(出所) OECD付加価値貿易指標

その要因を確かめるべく、中国の電気機械産業について、輸出に占める国内付加価値の比率を、製造業、サービス業の内訳（卸小売、輸送倉庫、金融保険、情報通信、その他ビジネスサービス、その他サービス）に分けて、推移をみた（図11）。その結果、製造業では、2008～2009年上昇した後は安定的に推移している一方、サービス業では、金融保険サービスや他のビジネスサービスを中心に、一貫して上昇している。このように、中国電気機械産業において、国内付加価値比率上昇には、国内におけるサービス業の発展が貢献していることが分かる。

6. 国際サービス貿易分類の改定

（1）改定動機

2008年に策定されたBPM6は、サービス貿易について12の分類を標準構成項目としているほか、2010年に策定された詳細国際収支サービス分類は、当該項目を更に細かく分類している。こうした分類は、中央生産物分類と整合的な形で整理されており、何れのサービスが貿易されたかを明らかにしている。しかしIMF国際収支統計委員会では、次期国際収支統計マニュアルの策定にあたり、以下のような関心に対応すべく、分類の改定について議論を行っている。

第一に、多国籍企業の発展等を通じてグローバリゼーションが進行する中、グローバルバリューチェーン分析において、「何のサービスが」貿易されたのか、に止まらず、「誰が」サービス貿易したのかについて、明らかにする必要がある。

第二に、デジタル化の進展により、サービス貿易の性質、すなわち「どのように」貿易されたのか、に関心が高まっている。

第三に、幸福の指標、持続的成長・気候変動といった事象が、国際サービス貿易に影響を与える状況においては、そうした状況に応じた分類を設けることも考えられる。

（2）グローバリゼーションへの対応

グローバリゼーションへの対応として、「誰が」サービス貿易をしたのかに着目し、その方向性を模索すると、理想的には、萩野（2015）が示した企業特性格貿易統計の整備を、財貨に止まらずにサービスについても取り組み、European Union and OECD（2017）に沿った形で企業特性格貿易統計の作成を目指すことになる。これを詳細に実現するとすれば、BPMにおけるサービス貿易の標準構成項目や詳細国際収支サービス分類の内訳に、外資・本邦企業、大・中小企業、海外子会社保有・非保有企

業といった、企業特性の分類を設ける形での統計整備が必要となる。

国際貿易サービス分類の改定では、企業特性格サービス貿易統計整備までの取り組みは追求していないが、旅行サービスや建設サービスについて、「誰が」取引を行ったのかを示す内訳を設けることが提案されている。当該提案が了承されることを前提とすれば、旅行サービスについては、財貨、宿泊、輸送、食事といった対象以外の、その他旅行サービスの中に、健康サービス（取引主体は医療機関と患者）、教育サービス（取引主体は教育機関と学生）といった内訳に加え、個人・文化・娯楽サービス（取引主体は文化施設と観客等）の内訳が新たに設けられている。

（3）デジタル化への対応

デジタル化への対応として、「どのように」サービス貿易をしたのかに着目し、例えば、デジタルで注文されたサービスや、デジタルで受渡されたサービスを設定することや、デジタルプラットフォーム企業による仲介サービス、遠隔教育、遠隔健康サービス、クラウドコンピューティングといった、デジタル化が可能にした新たなサービス分類を設けることが検討されている。

OECD, WTO and IMF（2020）は、デジタルで受渡がなされるサービスについて、以下の項目を挙げている。これらは、全て第1モードで供給されるものであるが、第2モードで供給されるサービスの中にも、デジタルの形態で供給されるものがあると指摘している。

<デジタルで受渡がなされるサービス>

- ① 金融サービス
- ② IPP等使用料
- ③ 通信・コンピューター・情報サービス
- ④ 研究開発サービス
- ⑤ 専門・経営コンサルティングサービス
- ⑥ 技術・貿易関連・その他業務サービス
- ⑦ その他ビジネスサービス
- ⑧ 音響映像関連サービス
- ⑨ 健康サービス
- ⑩ 教育サービス
- ⑪ 個人・文化・娯楽サービス

Mitchell（2019）は、OECDが提案する、デジタル産業やデジタル取引を区分したデジタル供給使用表の作成方法を示しているが、その中で、第2モードである宿泊サービ

スで供給され得るデジタルサービスとして、①取引相手から直接オーダーされたもの、②デジタル仲介プラットフォームを通じるもの、③非居住者のデジタル仲介者を通じるもの、を挙げている。

今般の国際貿易サービス分類の改定では、情報通信サービスの重要性に鑑み、通信サービス、コンピューターサービス、情報サービスを、標準構成項目である通信・コンピューター・情報サービスの内訳とする方法から、標準構成項目を通信サービスとコンピューター・情報サービスの二本立てとし、コンピューターサービスと情報サービスを後者の内訳とする方法に変更することが提案されている。これは、BPM5における分類と同じであるが、BPM6への変更により、標準構成項目ではなくなった通信サービスのデータ提供が報告されなくなるケースが多かったことを踏まえ、元の扱いに戻すことにした次第である。

また、業務サービスの重要性に鑑み、研究開発サービス、専門・経営コンサルティングサービス、技術・貿易関連・その他業務サービスを、標準構成項目であるその他業務サービスの内訳とする方法から、標準構成項目を、研究開発サービス、専門・経営コンサルティングサービス、貿易関連・オペレーティングリースサービス、技術・その他業務サービスの四本立てとし、貿易関連サービスとオペレーティングリースを、貿易関連・オペレーティングリースサービスの内訳とする方法に変更することが提案されている¹。

さらに、デジタル仲介業者の出現に伴い、仲介サービスの取り扱いについて、検討が必要とされている。例えば、デジタル仲介プラットフォーム企業により仲介されたサービスは、旅行サービスや輸送サービスの中に含まれており、仲介サービスとして特定することができない。現状では、①貿易関連サービスの内訳として、種々の財貨・サービス仲介サービスを特定する方法や、②補足項目として別途の枠組みで把握する方法、が提案されており、②の方法の方が、SNA改訂後の対応を可能にすることから、志向される可能性が高い。併せて、遠隔医療、遠隔教育といったサービスについても、検討する必要があるとされる。そうした検討項目については、「デジタル貿易測定ハンドブック」(OECD, WTO and IMF, 2020)のリバイズに併せ、国際貿易サービス分類での取り扱いが再検討される

見通しである。

我が国でも、内閣府(2020)が、Micheal(2019)に示されたデジタル産業やデジタル生産物をできるだけ切り分ける形でSNAのサテライト勘定の作成を試行するなど、デジタルライゼーションに対応した統計整備の検討が始まっている。今後、そうした取り組みをさらに進め、デジタル産業やデジタル取引、さらにはデジタル資産をも包括的に捕捉し特定できるような統計的把握を行うことや、そうした把握のために、デジタル企業からのデータ収集方法を検討することが課題となる。

(4) サービスの仲介の検討

仲介貿易(Merchandising)は、居住者が非居住者から財貨を購入し、当該財貨を別の非居住者に転売する取引のうち、当該財貨が居住者の国を経由しないものを指す。財貨の仲介貿易については、前回のSNAやBPMの改定において、財貨の所有権移転が移転することを重視し、サービスとしての取り扱いから、財貨としての取り扱いに変更になった。次期SNA・BPMの改定においては、国際サービスの仲介の取り扱いが議論の対象となっている。すなわち、サービスは、消費の同時性・非在庫性から、取引当事者が直接取引を行うことが想定されるが、近年のデジタルライゼーションの進展もあって、プラットフォーム企業等が国境を越えてサービスの仲介を行うこと(図12)が活発になっている。例えば、日本の旅行者が、米国のプラットフォーム企業に100を支払って中国のホテルに宿泊し、米国のプラットフォーム企業が、中国のホテルに80を支払って20のマージンを得るといった取引が考えられる。

そうした国際サービスの仲介については、財貨の仲介貿易とのスキームの類似性に鑑み、貿易サービスの内訳として計上することが提案されている。確かに、仲介主体には、プラットフォーム企業に限らず、旅行会社、広告代理店、総合商社、総合建設会社といった、ビジネスのアレンジを行うあらゆる企業がなり得るほか、アレンジの方法も、通常のビジネスの一環として行うこともあり得ることから、全体のスキームに着目すれば、貿易サービスとして分類することも考えられよう。ただ、プラットフォーム企業が行うサービスの仲介は、サービス貿易が、「どの

¹ リースについては、ファイナンスリースとオペレーショナルリースの区別について、国際基準を変更するか否かの議論がある。すなわち、国際財務報告基準(企業会計の国際基準)16号は、1年を超える期間のリース契約は、レシー(リースを受ける企業)のリース資産として計上するよう規定し、当該変更は、特に航空機リースの計上方法に大きな影響を与えるとされる。これを踏まえ、BPMやSNAにおいて、航空機リースをファイナンスリースとオペレーショナルリースに区別する基準を、これまでのように経済的所有権(リスクとリワードをレシーが享受するならばファイナンスリースでありリース資産をレシーの側に計上する扱い)ではなく、1年というリース期間によって行うかどうか、が議論になっている。この点、リース期間を区別の基準にすると、企業会計と整合的であり、また基準が明確になるが、BPM6や2008SNAの内容を大きく見直すことになる。

ように」提供されたかに着目するならば、情報通信サービスとして計上することも考えられ、今後、議論が必要となる。

また、複合サービスの仲介をどのように取り扱うかも、検討の対象となっている。例えば、旅行会社が、宿泊と交通をパッケージにした海外旅行を販売した場合、当該旅行会社は、海外宿泊という国際旅行サービスと、国際便という国際輸送サービスを、旅行者に対し提供するようアレンジしている。この際、実体の取引は、旅行者とホテル、旅行者と航空会社の間で各々行われるが、金融の取引は、旅行者から旅行会社、旅行会社からホテル・航空会社の間で行われ、全く実体を反映していない。このため、本来は、旅行、輸送、サービスの仲介に分けて計上すべきであるが、実務的にそのようなデータの収集は困難である。そうした中、「誰が」サービスを提供したかを重視するとすれば、全体を、アレンジメントサービスといった新たな項目として計上すべき、といった考えも出てきている。

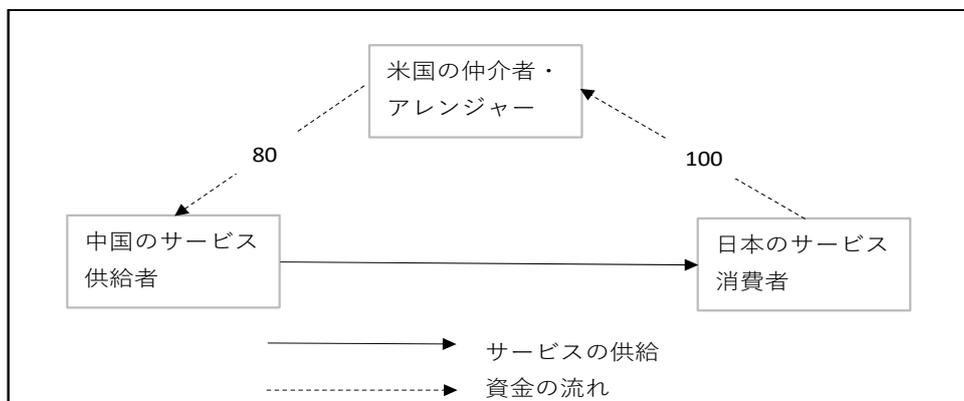
なお、次回のSNAやBPMの改定に向けて、財貨の仲介貿易と工場のない財貨生産(Factoryless Good Production)の区分も議論されている。工場のない財貨生産とは、グローバル生産ネットワークを構築した多国籍企業が、自ら中間財の輸入と製品の輸出を行いつつ、外国にある工場において財貨の生産を行うようにアレンジすることを指す。輸出入にあたり財貨の所有権が移転することから、仲介貿易と同様、国際収支統計において財貨の輸出入として計上されるが、外国において生産活動が行われるという特徴に鑑み、独立した表章項目とすることが提案されている。この際、概念的には、アレンジを行った多国籍企業を製造業とみなすことができるかどうかが問題となる

が、当該企業が知的財産生産物を活用して海外での生産活動をアレンジしていることに鑑み、製造業とみなすことが提案されている。

この点、萩野(2020)は、アイルランドにおけるGDPの急増について議論しているが、Department of Finance of Ireland(2019)は、その背景として、アイルランドに知的財産を移した米国等の多国籍企業が、同資産に基づく外国での契約生産を増加させ、アイルランドの経常黒字およびGDPを大きく増加させたことを指摘している。ここで契約生産とは、原材料のほか、知的財産生産物を活用した生産プロセスのノウハウをアイルランド企業が提供しつつ、海外企業に生産を委託するものであり、工場のない財貨生産と同じものを指す。アイルランド企業は、原材料分の財貨の輸入が計上されるほか、海外の生産企業に加工賃を支払うため加工サービスの輸入が計上されるが、契約生産の生産物の輸出により、より大きい財貨の輸出が計上されることになり、2015年から急増している(図13)。この結果、GDPは、ネットの経常黒字増加分だけ増加することになる。ただ、海外の生産企業自身が生産物の輸出を行う場合にアイルランド企業が受け取るべきロイヤリティは、減少することとなる。

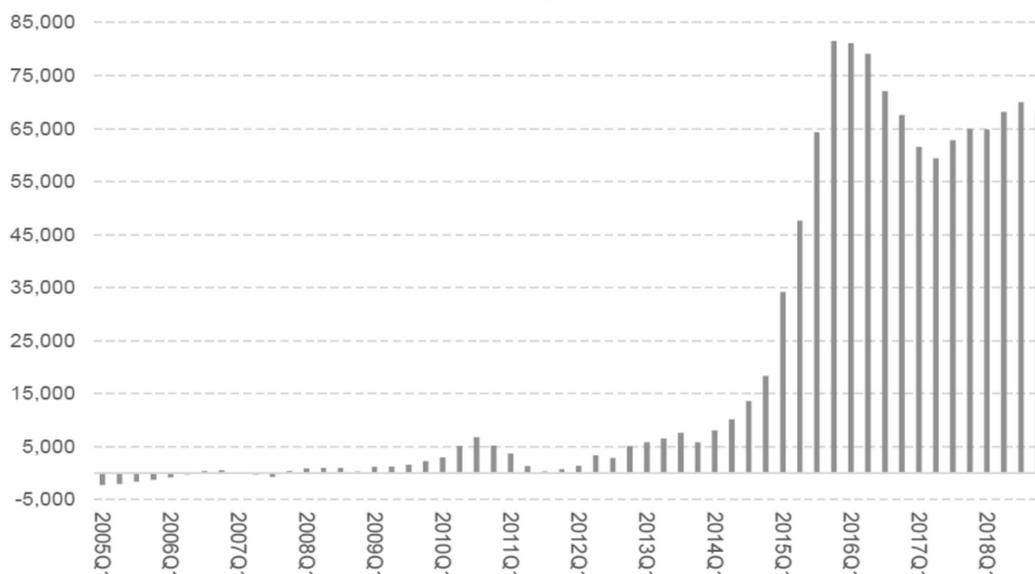
このような扱いは、外国における財貨の生産活動をサービスとして計上する一方、多国籍企業による生産のアレンジというサービスを財貨として計上することとなり、逆説的な印象を受ける。この点については、グローバル生産の発展に伴い、財貨とサービスの区別が曖昧になっているのであり仕方がない、といった声も聞かれるが、財貨の所有権が移転すれば財貨の輸出入として計上するという原則を貫くことの副作用とも考えられる。

(図12) サービスの仲介のスキーム



(出所) 筆者作成

(図 13) アイルランドにおける契約生産の推移 (単位: 百万ユーロ)



(出所) Department of Finance of Ireland (2019)

7. 今後の課題

本稿では、国際的なサービス供給のモード別分類に関する議論を整理し、定量的な把握を行いつつ、我が国の国際サービス供給の特徴を検討した。すなわち、GATSの枠組みに沿って、我が国の第1～第4モードの国際サービス供給推計を行ったほか、IPP等使用料について、研究開発に対する対価という観点から第一モードから区別した。

また、輸出に含まれるサービスに該当する第5モードについても、推計・検討を行った。さらに、そうした分析を踏まえ、国際サービス貿易分類の改定について、現状の議論を整理した。

以上の分析・検討から導かれる結論と今後の課題は、以下の3点である。

第一に、国際サービス供給のモード別形態をみると、第3モードのウェイトが極めて大きいことである。このことは、国際サービス貿易に止まらず、海外子会社統計、我が国では、海外事業活動基本調査や外資系企業動向調査の強化が重要であることを示唆している。この点は、今後の公的統計の整備において重視して行くべきである。

第二に、情報通信について、詳細かつ正確なデータが求められていることである。今後、当該分野での統計整備が重要となるが、デジタルは、第1モードに止まらず、あらゆるモードで用いられる可能性があり、モード別態様とは異なった分析的枠組みが必要となる可能性がある。

第三に、付加価値貿易指標をはじめ、グローバルバリューチェーンの分析においては、中間財としての財貨の貿易に止まらず、財貨に体化されたサービスも分析対象と

する必要があることである。そうした分析のためには、産業連関表や供給使用表の作成にあたり、産業におけるサービス投入のデータをより正確に把握する必要があり、投入調査等の基礎統計の強化が重要になる。

この点、付加価値貿易指標の正確性を向上させるためには、企業特種別サービス貿易統計による企業の異質性の把握、そうした観点からの産業連関表・供給使用表の拡張が重要となる。今後、それが可能となるよう、企業活動基本調査等パネルデータとして利用できる統計において、サービス貿易の有無と企業の特性とを同時に把握できるようにするか、国際収支統計をベースに、サービス貿易を行う企業のプロファイルを整備するといった形での統計整備面での取り組みが期待される。

以上

(参考文献)

- 内閣府経済社会総合研究所新分野ユニット (2020) 「デジタルエコノミーに係るサテライト勘定の枠組みに関する調査研究」 報告書 (概要版).
- 内閣府 (2018) 「中国輸出の高付加価値化と米中貿易摩擦」 『世界経済の潮流』 2018年II.
- 萩野覚 (2015) 「付加価値貿易指標改善に係る OECD の取り組み—2015年3月開催 OECD 財貨サービス貿易統計作業部会に係る出張報告を兼ねて—」 『季刊国民経済計算』 No.157.
- 萩野覚 (2016) 「拡張供給使用表の整備に向けた取組—OECD・拡張供給使用表専門家グループ第2回会合および APEC・TIVA テクニカルグループ第2回会合への出張報告を兼ねて—」 『季刊国民経済計算』 No.159.
- 萩野覚・時子山真紀 (2016) 「付加価値貿易指標の改善に向けた拡張輸入表の作成—輸入中間財比率の違いを反映する方法の検討—」 『季刊国民経済計算』 No.160.
- 萩野覚・田原慎二・時子山真紀 (2017) 「付加価値貿易指標改善を目的とする拡張産業連関表の整備—OECD との協働に向けて—」 『季刊国民経済計算』 No.161.
- 萩野覚 (2020) 「次期 SNA 改訂に係る AEG グローバリゼーションサブグループの検討課題」 『季刊国民経済計算』 No.166.
- 萩野覚・田原慎二・金志映 (2020) 「拡張使用表に組み入れるべき企業の異質性」 『季刊国民経済計算』 No.166.
- Department of Finance of Ireland (2019), “THE BALANCE OF PAYMENTS IN IRELAND: TWO DECADES IN EMU”.
- European Union and OECD (2017), “Compilers Guide for Statistics on Service Trade by Enterprise Characteristics (STEC)”.
- Eurostat (2012), “Foreign Affiliates Statistics (FATS) recommendation Manual,” Eurostat Methodologies and Working papers.
- IMF Committee on Balance of Payments Statistics BPM6 Update Current Account Task Team, “C.6 Trade in Service Classifications”.
- Mann, Micheal A (2019), “Measuring Trade in Services by Mode of Supply,” BEA Working Paper Series, WP 2019-7.
- Michelle, J (2019), “Guidelines for Supply-Use tables for the Digital Economy,” OECD, SDD/CSSP/WPNA(2019)3.
- OECD, WTO and IMF (2020), “Handbook on Measuring Digital Trade”.
- Rueda-Cantuche et al (2016), “TRADE IN SERVICES BY GATS MODES OF SUPPLY: STATISTICAL CONCEPTS AND FIRST EU ESTIMATES,” European Commissions Chief Economist Note.
- Rueda-Cantuche et al (2019), “Trade and jobs in Europe: The role of mode 5 service exports,” International Labour Review, Vol. 158.
- UN, EC, IMF, OECD, UNCTAD, UNWTO and WTO (2010), “The Manual on Statistics of International Trade in Services 2010”.
- UNECE, Eurostat, OECD (2010), “The Impact of Globalization on National Accounts”.